

## 女性活躍推進法 一般事業主行動計画について

「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づき、女性が管理職として活躍できる雇用環境の整備を行うため、下記のとおり行動計画を策定する。

### 記

1. 計画期間：平成28年4月1日～平成33年3月31日までの5年間
2. 当社の課題：管理職に占める女性の割合が低い。
3. 目 標

管理職(課長級以上)に占める女性比率を平成27年度の2倍にする。

#### 4. 取組内容と実施時期

概要: 社内の意識醸成および女性管理職育成を目的としたキャリア研修を実践する。

- 平成28年度 現場における課題やニーズを踏まえ、研修プログラムを検討する。
- 平成29年度～平成32年度 女性社員だけでなく、男性社員も含めた社内の女性活躍推進に対する意識醸成を行う。あわせて女性社員同士のネットワーク作りを行う。
- 平成29年度～平成32年度 管理職を育成するための研修を実施する。
- 平成29年度～平成32年度 女性新任管理職へ定期的なフォローアップを実施する。

以 上